

豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30年 3月 14日

豊後大野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進に積極的に取り組む必要がある。

豊後大野市は、典型的な中山間地域であり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型がことになっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに、対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえた上で、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法第7条第1項に基づく、豊後大野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標とします。

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	6,190 ha	302 ha	4.9 %
3年後の目標 (平成32年3月)	6,190 ha	151 ha	2.4 %
目 標 (平成35年3月)	6,190 ha	0 ha	0 %

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕作面積

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

② 中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ通知し、農地の利用集積・集約化に努める。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された農地については、状況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積は80%を目標とします。

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	6,190 ha	1,760 ha	28.4 %
3年後の目標 (平成32年3月)	6,190 ha	3,350 ha	54.1 %
目 標 (平成35年3月)	6,190 ha	4,980 ha	80.5 %

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計による耕作面積

※2 集積面積は、年度末時点で担い手への利用集積されている農地の総面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進方法

①「人・農地プラン」の見直しについて

「地域における農業者等による協議の場」に積極的に参加し、「人・農地プラン」の作成・見直しに協力する。

②中間管理機構との連携について

関係機関（市関係課、中間管理機構等）と連携し、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

毎年20経営体（新規参入者取得耕地面積10ha）の新規参入を目標とします。

※1 新規参入者は、当該年度に農地権利移動を行った認定新規就農者及び法人とし、法人雇用 や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進の推進方法

①関係機関との連携について

関係機関（市関係課等）と連携し情報の収集を行い、新規参入者の確保に努める。

②農業委員会のフォローアップについて

農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者のフォローアップ体制の整備に努める。